



各位

会 社 名 株式会社コメダホールディングス 代表 者名 代表 取締役社長 臼 井 興 胤 (コード番号:3543、東証・名証第一部) 問い合わせ先 管 理 本 部 長 新 谷 省 二 TEL. 052-936-8880

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2018年4月11日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。なお、当社は、本制度の導入にあたり、本制度に関する議案を第4回定時株主総会(2018年5月29日開催予定。以下「本株主総会」といいます。)に付議することを、2018年4月18日開催予定の取締役会において決議する予定です。

記

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の監査等委員である取締役以外の取締役(以下「対象役員」といいます。)に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象役員に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2016年4月1日開催の臨時株主総会において、当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額は年額300百万円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠の内枠にて、本制度を新たに導入し、当社の対象役員に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象役員は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

当社の監査等委員である取締役以外の取締役に対して支給される報酬総額は、現行の金銭報酬額の内枠で年額30百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年20千株以内といたします(なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。)。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は3年間から5年間までのうち取締役会が定める期間としております。各対象役員への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象役員に特に有利とならない範囲において取締役会において決定

いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式 割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれるこ ととします。

- ① 対象役員は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること
- 3. 当社の従業員並びに当社の子会社の取締役、執行役員及び従業員への付与

当社は、本事業年度において、当社の従業員並びに当社の子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し、払 込金額の総額(対象役員分を含みます。)が1億円以上とならない範囲において、上記譲渡制限付株式と同様 の譲渡制限付株式を付与する予定であり、今後交付することが決まりましたら速やかにお知らせいたします。

以上